

個情審第26号
平成17年3月10日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

宮城県個人情報保護審査会
会長 村松 敦子

「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の改正について（答申）
平成17年2月10日付け県情公第54号で諮問のありましたこのことについて、当審査会で審議した結果、諮問の内容はおおむね適当なものと認められましたが、一部修正の上、別紙のとおり答申します。

(答申甲第 19 号)

事業者が保有する個人情報の適切な取扱いに関する指針（案）

第 1 指針の趣旨

この指針は、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 41 条第 1 項の規定に基づいて、事業者が保有する個人情報の保護について自主的に適切な措置を講じるための具体的な指針として定めるものである。

第 2 対象とする個人情報

- 1 この指針における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 2 この指針は、個人情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

第 3 個人情報の利用目的

- 1 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定すること。
- 2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないこと。

第 4 個人情報の収集

事業者は、次の事項に留意して、個人情報を収集すること。

- (1) 利用目的の達成のために必要な範囲内で収集すること。
- (2) 適法かつ公正な手段により収集すること。
- (3) 原則として、収集する個人情報の利用目的を本人に明らかにした上で、本人から直接収集すること。
- (4) 個人情報を取り扱う事業の遂行のために必要と認められるときを除き、原則として思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないこと。

第 5 個人情報の利用

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないこと。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第6 個人情報の提供

- 1 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しないこと。
ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 事業者は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、1の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人情報の項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。
- 3 事業者は、事業者以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。

第7 個人情報の適正管理

- 1 事業者は、次の事項に留意して、その保有する個人情報を適正に管理すること。
 - (1) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (2) 保有する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で正確なものに保つため必要な措置を講ずること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに、かつ、確実に消去又は廃棄の措置を講ずること。
 - (4) 事業者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適切な管理が図られるよう、当該従業者に対して必要な措置を講ずること。
 - (5) 個人情報を取り扱う事業を委託しようとするときは、受託者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めること。
- 2 事業者の従業者又は従業者であった者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。

第8 個人情報の開示等

事業者は、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成された個人情報のうち、当該事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下「開示等」と総称する。）を行うことのできる権限を有する個人情報（存否が明らかになることにより公益その他の利益が害される個人情報又は半年以内に消去することとなる個人情報を除く。以下第8において同じ。）について、本人から自己の個人情報の開示等の対応を求められたときは、次によること。

- (1) 本人から自己の個人情報について開示するよう求められたときは、原則として、開示を行うこと。
- (2) 本人から自己の個人情報について内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）するよう求められたときは、原則として、必要な調査を行い、当該訂正等の申出に係る個人情報が事実と合致していないと認める場合には、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正等を行うこと。
- (3) 本人から自己の個人情報について利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められたときは、原則として、必要な調査を行い、当該利用停止等の申出に理由があると認める場合には、事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等の申出に係る個人情報の利用停止等を行うこと。

第9 苦情の処理

事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること。

第10 責任体制の確立

事業者は、この指針で示す個人情報の取扱いについて、その責任体制の確立に努めること。

第11 県が出資する法人の特例

事業者のうち条例第4条第2項の「県が出資する法人のうち実施機関が定めるもの」（以下「特定法人」という。）に該当する者は、次の事項を内容とした規程を定め、これを明らかにし、条例第2章及び第3章に定める県の実施機関が行う個人情報の保護に準じた措置を行うよう努めること。

- (1) 県が行う個人情報の保護施策に準じて、必要な個人情報の保護措置を講ずること。
- (2) 個人情報を取り扱う事務事業について個人情報取扱業務登録簿を作成し、一般の閲覧に供すること。
- (3) 個人情報の収集並びに利用及び提供について、県の実施機関に準じた制限を行うこと。この場合において、例外事項は、特定法人の事業形態に応じて具体的に定めること。
- (4) 個人情報管理者を置き、個人情報の適正な管理を行うこと。
- (5) 開示等を求めることができる個人情報及び開示等の手続については、県の実施機関に準じて行うこと。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成17年3月10日現在)

氏 名	現 職	備 考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	東北学院大学法学部講師	
お の けい こ 小 野 敬 子	ホスピス設置を願う会代表	
さ さ き よう いち 佐々木 洋 一	弁護士	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
むら まつ あつ こ 村 松 敦 子	弁護士	会長

(五十音順)